

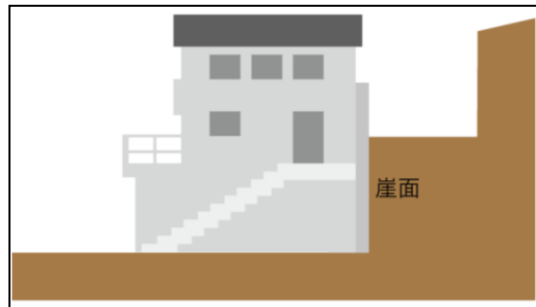
# 宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）について

盛土規制法の許可が必要な造成工事 施行令第3条及び4条

行為	宅地造成等工事 規制区域	イメージ図	注意事項
土地の形質の変更（盛土・切土）	① 盛土高が1mを超える崖を生ずるもの		
	② 切土高が2mを超える崖を生ずるもの		
	③ 盛土と切土を同時に行い、高さが2mを超える崖を生ずるもの（①②を除く）		
	④ 高さ30cmを超える盛土又は切土をする土地の面積が500㎡を超えるもの		
	⑤ 盛土高が2mを超えるもの（崖が生じない）（②③を除く）		※盛土勾配が水平面に対し <u>30度以下</u> の <u>角度</u> の場合に該当
一時的な土石の堆積	① 堆積する高さが2mを超えるもの		※土石の堆積を行う土地の面積が <u>300㎡を超えない</u> 場合は許可手続き不要
	② 高さ30cmを超える堆積の面積が500㎡を超えるもの		

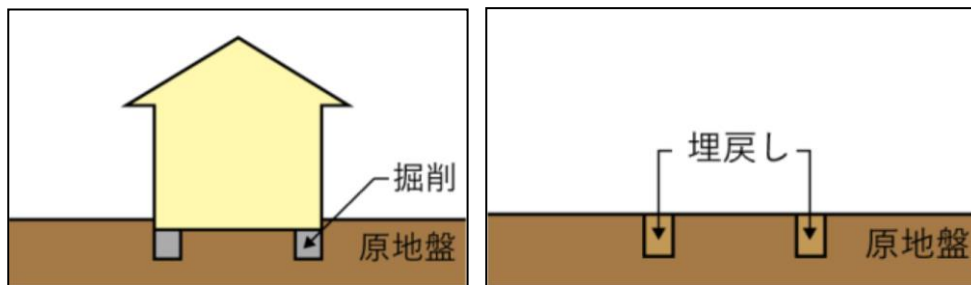
## 盛土規制法の許可が不要な造成工事

- (1) 建物の一部が擁壁を兼ねる場合



- (2) 建築物の建築・解体に伴う掘削・埋戻し

※埋戻しは地盤高さまでとし、これを超えるものは盛土として取り扱う。



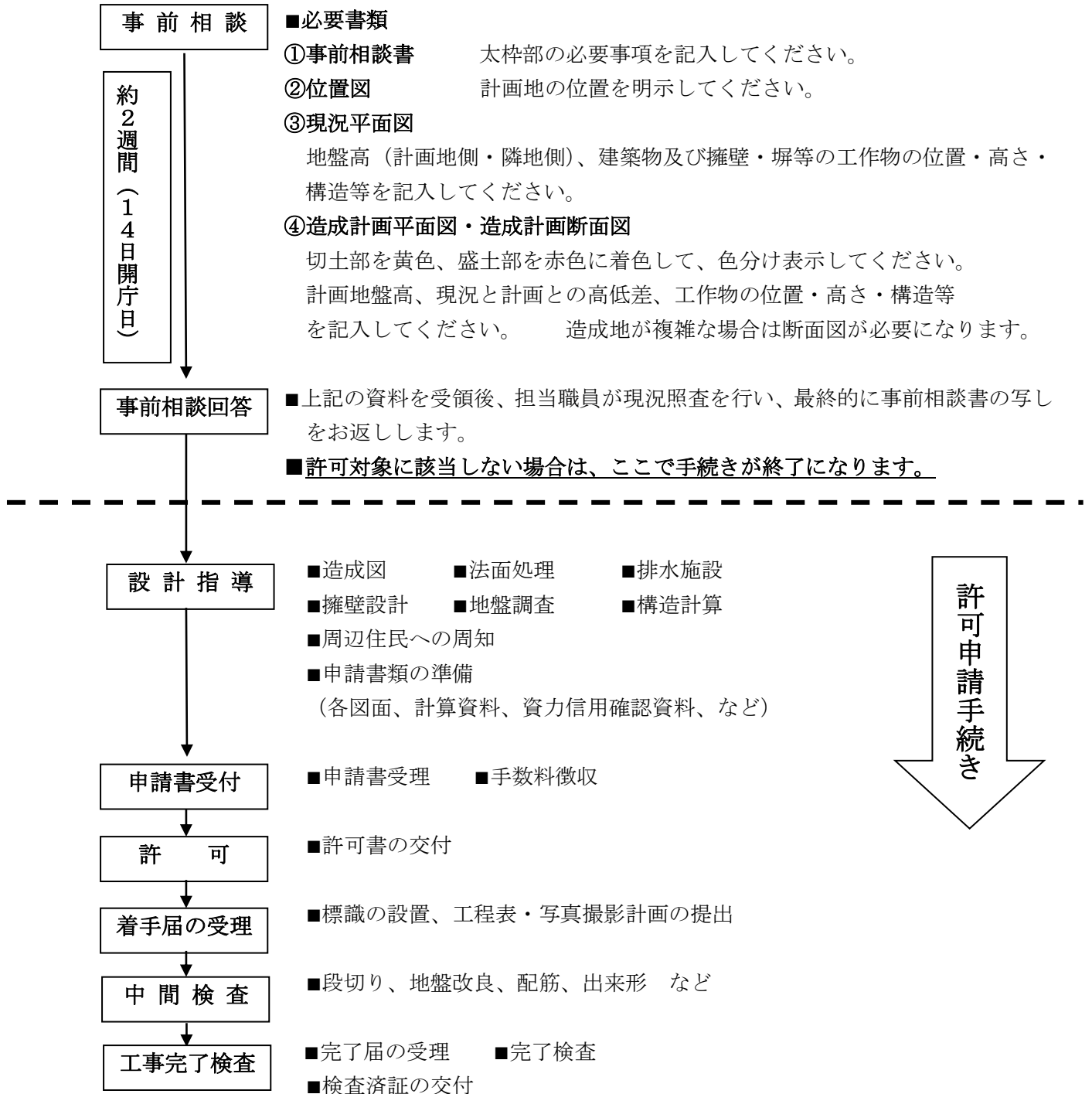
## 届け出が必要な工事

1. 次の工事を行う場合は、着手する日の14日前までに区長に届け出なければなりません。(法第21条3項、施行令第26条)
  - (ア) 高さが2mをこえる擁壁若しくは崖面崩壊防止施設の全部又は一部の除去
  - (イ) 地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部の除去
2. 規制区域内で、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合は、転用した日から14日以内に区長に届け出なければなりません。(法第21条4項)

## 盛土規制法の手続き

□造成後の土地で、隣接地や道路を含めて高低差が1mをこえる場合は、盛土規制法許可事前相談書の提出をお願いします。

ただし、開発許可事前相談書の提出が必要な案件は、開発許可事前相談書の中で宅地造成についても確認させていただきますので、盛土規制法許可事前相談書の提出は不要です。



盛土規制法についての相談先 都市整備部都市計画課開発計画係 TEL 03(3579)2557